

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
御意見の募集の結果について

令和6年10月31日
厚生労働省年金局
事業管理課

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案」について、令和6年9月6日から同年10月5日まで御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、別紙に掲載している御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見募集に対して提出された意見及び厚生労働省の考え方
(令和6年9月6日から同年10月5日まで意見募集)

別紙

案に対する意見	厚生労働省の考え方	意見提出を踏 まえた案の修 正の有無
<p>適切かと思えます。 早期対応をお願いいたします</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>配偶者や子のマイナンバーを年金請求書等に記載する場合、それぞれのマイナンバーカードの提示は必要なのでしょうか？健康保険証としても使われるので、持参できない場合もあるという懸念があります。</p>	<p>年金請求等に記載された請求者の配偶者や子のマイナンバーについては、請求者が本人確認措置を行うこととなっているため、それぞれのマイナンバーカードを提示いただく必要はありません。</p>	<p>無</p>
<p>■今回の改正については、年金請求書等を提出する場合、届書に、配偶者または子の個人番号を記載すれば、戸籍謄本等の添付を不要とする改正と理解してよろしいか。であれば、年金請求者の戸籍等を用意する時間と費用の負担を軽減することに資するので賛成である。 ■年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）【様式第101号】の9頁には、すでに、「配偶者の氏名、生年月日、個人番号または基礎年金番号、性別」についての記入欄および子がいる場合には、子の「氏名、生年月日、個人番号」についての記入欄があるので、請求書の様式に変更はないと理解してよいか。 あるいは、請求者本人および配偶者についても、個人番号および基礎年金番号のいずれをも記載するような改正もあるのか、ご教示願いたい。 ■【様式第651号】「標準報酬改定請求書」（離婚時の年金分割の請求書）を見ると、すでに、請求者の個人番号（または基礎年金番号）記入欄および「配偶者であった方」の「個人番号（または基礎年金番号）」記入欄があるので、【様式第651号】「標準報酬改定請求書」については、変更がなく、改正施行日となる令和6年11月1日以降に、【様式第651号】「標準報酬改定請求書」を年金事務所に提出する場合（たとえば、3号分割の請求を行う場合）には、3号分割を行う請求者にとっては、戸籍謄本等の添付がいらなくなるだけの変更と理解してよろしいか。 であれば、請求者の事務的負担の軽減となるので、賛成です。</p>	<p>今回の改正は、戸籍謄本等の添付を要する届書のうち、配偶者又は子の個人番号が記載事項に含まれていないものについて、記載事項として配偶者又は子の個人番号を追加する改正です。すでに配偶者又は子の個人番号が記載事項に含まれている様式については、今回の改正対象とはなりません。</p>	<p>無</p>
<p>■未支給年金および遺族年金を請求する場合に、現在は、戸籍の附票の提出を求められる場合もあるが、今回の改正後は、年金請求書に個人番号の記載があれば（配偶者の場合は、個人番号または基礎年金番号）、戸籍謄本はもとより、戸籍の附票も提出を省略できると理解してよいか。 そうなると、年金請求者の事務負担は大いに軽減されるので、大賛成である。 ■日本年金機構以外の、共済組合または私学事業団にも被保険者期間のある年金請求者で、共済組合または私学事業団から配偶者加給年金または子の加給年金が加算される場合、ワンストップサービスで、年金事務所に年金請求書が提出された場合も、配偶者および子の個人番号の記載があれば、戸籍謄本等の添付は省略できると認識してよろしいか、ご教示ください。 ■年金事務所の窓口で、年金請求書等を提出する場合、令和6年11月1日提出分より、年金請求者は戸籍謄本等の添付を省略できると認識してよろしいか。 ■また、繰下げ待機をしていた年金請求者が、5年前にさかのぼって本来請求を行う場合も、配偶者加給年金が加算される場合など、戸籍謄本等の添付は不要になると理解して大丈夫でしょうか。 ■離婚に限らず、今回の改正後（令和6年11月1日施行）は、年金請求時に、請求者は、戸籍謄本や戸籍抄本はもとより、改製原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票などについても、添付しなくてよくなるという理解でよろしいでしょうか。 であれば、請求者の事務負担が大幅に軽減されますので、大賛成です。</p>	<p>今後、戸籍関係情報の連携の開始により、配偶者や子の加給金の手続きのように、本人と配偶者の婚姻関係及び本人と20歳以下の子との親子関係を確認するのみで足りる場合は、原則として戸籍謄本等の省略が可能となります。ワンストップサービスの場合も同様です。一方で、未支給年金や遺族年金の手続きの場合、戸籍情報連携で確認できない請求者が存在することから、戸籍謄本等の添付書類を提出していただくこととなります。</p>	<p>無</p>
<p>■離婚して、「標準報酬改定請求書」（離婚時の年金分割の請求書）を年金事務所に提出する場合（たとえば、3号分割の請求を行う場合）、今回の改正後は、婚姻時と離婚時がわかる事項が記載された戸籍謄本等は添付しなくてもよくなるという理解でよろしいでしょうか。 であれば、請求者の事務的負担の軽減となるので、賛成です。</p>	<p>離婚時年金分割につきまして、情報照会の結果が、請求者だけでなくその配偶者にもマイナポータル上で通知されることによるトラブルのリスクを避けるため、今回の連携開始時点では、戸籍謄本等の添付書類を提出していただくこととなりますが、引き続き添付書類省略の実現に向けた検討を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>年金事務所の窓口で、トラブルになるのを避けるために、戸籍謄本等の添付が不要とできない事例について、Q & Aでお示しいただけるとありがたいです。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。</p>	<p>無</p>

(以上)